

平成28年11月吉日

委託事業主様

労働保険事務組合
東京食品福祉厚生事業団
(公印省略)

雇用保険の適用拡大について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当事業団をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

さて、現在雇用保険は65歳以上の方を新たに雇用しても適用対象外ですが、平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の**適用対象**となります(雇用保険料の徴収は平成31年度までは免除)。

雇用保険の適用要件に該当する方は、取得のお手続きが必要となりますので、当事業団までご連絡ください。

なお、65歳前から引き続き雇用されており、現在雇用保険料が免除になっている方のお手続きは不要です。

従業員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

雇用保険の適用要件

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上
の雇用見込みがある方

【お問い合わせ】

TEL 03-3404-0119

FAX 03-5411-1871